

## 河川敷地境界明示申請書作成の手引き

### 1. 申請書の作成

- ① 申請書は別紙様式1により作成して下さい。
- ② 申請者は、土地所有者でなければなりません。  
共用地である場合は、共有者全員を申請者とします。
- ③ やむを得ず代理人により明示の申請をする場合は、委任状・別紙様式2を添付して下さい。（委任事項については、十分確認のうえ提出して下さい。）
- ④ 印鑑は、所定の箇所にすべて実印を押印し、申請年月日より3ヶ月以内に交付された印鑑登録証明書を添付して下さい。
- ⑤ 相続発生等があるにもかかわらず名義変更がなされていない場合は、相続事項を証明する戸（除）籍謄本及び住民票謄本、必要であればその他参考となる資料を各1部添付して下さい。
- ⑥ 申請地が数筆ある場合は、申請の場所の欄にすべての地番を記入して下さい。ただし筆数が多く併記できない場合は、別紙に記入して下さい。書式は自由です。
- ⑦ 申請理由は具体的に書いて下さい。（分筆のため、開発行為のため等）

### 2. 添付図書の作成

- ① 土地登記簿謄本（事項全部を記入したもの）は、管轄法務局において交付されたもので、申請年月日より3ヶ月以内に交付されたものを添付して下さい。  
また土地登記簿謄本は、申請地及び隣接する土地全部のものを添付して下さい。ただし申請地及び国有地（河川敷地）以外の他の隣接地については、不動産登記簿調査票・別紙様式3により調査したものでもかまいません。
- ② 公図（字限図及び地積測量図）は、法務局備付けの図面を転写したものです。図面は出来るだけ広範囲を転写し、原図と同一の着色をし、余白に転写年月日、法務局名及び転写した者の氏名を記入して下さい。  
なお図面は、申請年月日より3ヶ月以内に転写したものを添付して下さい。
- ③ 位置図一国土地理院発行のものまたは同等程度のを添付して下さい。（橋、学校等目標となる施設が明確なもので、出来るだけ広範囲のものが望ましいです。縮尺1：2，500～10，000）
- ④ 実測平面図
  - イ. 縮尺は1：500以上とします。
  - ロ. 原則として測量士または土地家屋調査士の資格を有する者が作成したものとします。
  - ハ. 図面の余白に作成者の登録番号、氏名を記入し、押印して下さい。
  - ニ. 方位、縮尺、申請地番及び隣接地番を記入して下さい。
  - ホ. 横断側線を記入し、横断面図との寸法に差異が生じないようにして下さい。なお明示希望距離が長い場合、原則としてピッチは20m間隔とします。
  - ヘ. 境界明示図作成において、立会年月日、立会人等を記入押印する欄として図面

右上側に縦20cm、横15cm程度の余白が必要となるため、あらかじめ申請図の原図に上記余白を設けておいて下さい。

ト．原則として堤防の表法尻から申請地を含めて測量し、特に付近の構造物（橋、建物、電柱、河川距離標、土留石積等）は詳細に測量し、堤防及び既設の境界標は必ず記入して下さい。

チ．明示箇所（起終点付近）から上下流（それぞれ約50m以内）に既設境界標がある場合は、その境界標及び境界付近の構造物を記入し、申請箇所を含めて既設境界標間距離を記入して下さい。

リ．既設境界標は、○○杭（○○）という様にわかりやすく表示して下さい。

例：石杭（建）、石杭（内）、金属プレート（○○）

#### ⑤ 横断図

イ．縮尺は1：100以上とします。

ロ．原則として測量士または土地家屋調査士の資格を有する者が作成したものとします。

ハ．図面の余白に作成者の登録番号、氏名を記入し、押印して下さい。

ニ．横断図は、原則として既設境界標の箇所（既設境界標のない場合は明示箇所の起終点付近）及び平面図における変化点をとるようにして下さい。なお直線の明示希望距離が長い場合、原則としてピッチは20m間隔とします。

ホ．原則として堤防の表法尻から申請地を含めて測量し、土留石積等の施設があれば、これについても表示して下さい。

#### ⑥ 写真一明示箇所付近の状況がわかるように撮影して下さい。

特に境界付近については詳細に撮影し、既設境界標は必ず撮影して下さい。また撮影した場所からの方向を記入した略図も添付して下さい。

#### ⑦ その他、必要に応じて境界標の復元、地図訂正、資料の作成などの作業をしていただく場合があります。

### 3. 申請書の提出

① 申請書は、正本通及び副本1通を提出して下さい。

② 申請書には図面袋をつけ、袋の中に図面を入れて下さい。また図面は、縦27cm、横18cmのびようぶ折りとし、図面袋に目次を貼付して下さい。

### 4. 現地立会

① 立会日は、出張所より立会日の約1、2週間前に通知します。

立会は、申請者（委任を受けた代理人）及び両隣接土地所有者としますので、立会日時等について両隣接者に連絡して下さい。

なお隣接土地所有者の立会については、既に筆界確認書等で確認済の場合は省略できますが、後日明示図の隣接者同意欄への押印が必要となります。

② 立会人は、原則として申請者及び両隣接土地所有者としますが、必要に応じて関係地方公共団体の職員及び境界に関し特に知識を有する者（区長、水利組合長等）の立会を依頼することがあるので、その場合は申請者の方で、これらの関係者に立会日時

等について連絡を取っていただきます。

- ③ 境界標の新設を必要とする場合は、現地立会時に位置を確認し、仮杭等を設置します。

## 5. 明示図として使用する図面の作成

- ① 明示図として使用する図面については、申請者にて作成（押印を含む）していただきます。

またその図面に記載する境界標については、復元可能な措置として座標を持たせて下さい。

## 6. 境界標の設置

境界標を新たに設置する必要がある場合は、当方が支給する境界標を設置して下さい。

## 7. 交 付

- ① 明示書、明示図（確定書、確定図）の交付は、出張所より連絡しますので、所定の日時に指定した場所に来て下さい。（印鑑を持参して下さい）

〈提出及び問い合わせ先〉

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所

大和川（奈良県域）・佐保川および曾我川の直轄管理区間における各種申請窓口

大和川河川事務所 王寺出張所

〒636-0002

奈良県北葛城郡王寺町王寺1-13-8

TEL／0745-73-6571

FAX／0745-72-1498

大和川（大阪府域）および石川の直轄管理区間における各種申請窓口

大和川河川事務所 堺出張所

〒590-0011

大阪府堺市堺区香ヶ丘町5-9-30

TEL／072-227-7160

FAX／072-229-9328

(別紙様式1)

令和 年 月 日

近畿地方整備局

大和川河川事務所長 殿

申請者 住所  
(協議者) 氏名又は名称  
(法人の場合代表者名を含む) 印

河川敷地境界  ① 書

貴局管理にかかる国有河川敷地と下記土地の境界を  ② します。

記

1. 申請 の場所 (協議) 一級水系 大和川水系 ○○川  
府 郡 町  
県 市 番地

2. 申請 の理由 (協議)

3. 添付図書  
イ 全部事項証明書  
ロ 法務局備付の土地図面の写  
ハ 位置図  
ニ 実測平面図・断面図  
ホ 委任状  
ヘ 印鑑登録証明書  
ト その他参考となるべき事項を記載した図書

( 連絡先：氏名  
電話番号 )

注：① 明示申請・確定協議  
：② 明示されるよう申請・確定したく協議 } のどちらかを記入  
：用紙はA4縦とする。

(別紙様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

私 儀  
住 所

氏 名



は

実 印

殿を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

府  
\* (〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇番地の私有地と隣接する国有河川敷地との境界明示  
(確定)に関する申請、現地立会、境界線の決定、明示書等受領並びに境界杭設置  
に伴う現地立会、その他諸手続に係る一切の権限及び行為。

(代理人)

住 所

氏 名



使用印

\*注：委任事項については十分確認しておくこと。

